

事 務 連 絡  
平成 22 年 2 月 15 日

市町村 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

景気対応緊急保証制度について  
(周知依頼)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 28 日の平成 21 年度第 2 次補正予算の成立に伴い、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）において決定された「景気対応緊急保証」が 2 月 15 日から開始します。

平成 22 年 2 月 15 日付で、別添の事務連絡を介護保険事業関係団体に対し発出しましたので、ご承知おきください。

本制度においては、一部例外業種を除き、全業種を対象とされており、医療・介護の業種についても「景気対応緊急保証制度」の対象とされています。

当該制度は、個別の企業が認定基準を満たして市区町村長の認定（認定基準を含む事務は各市区町村の景気対応緊急保証制度の担当課）を受けた場合、信用保証協会の保証のもと、融資を受けることが可能となる制度です。具体的な認定基準、保証内容等については別添 2 を御確認ください。なお、当該制度は平成 22 年度限りのものです。

当該制度の具体的な認定基準、行政内容等のお問い合わせについては、信用保証協会又は各経済産業局まで照会くださいますよう、事業者によろしく周知願います。

事務連絡  
平成 22 年 2 月 15 日

介護保険事業関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課

景気対応緊急保証制度について  
(周知依頼)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 28 日の平成 21 年度第 2 次補正予算の成立に伴い、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）において決定された「景気対応緊急保証制度」が 2 月 15 日から開始します。

本制度においては、一部例外業種を除き、全業種を対象とされており、医療・介護の業種についても「景気対応緊急保証制度」の対象とされています。

当該制度は、個別の企業が認定基準（当該認定基準については市区町村の景気対応緊急保証制度担当課にお問い合わせください。）を満たし市区町村長の認定を受けた場合、信用保証協会の保証のもと、融資を受けることが可能となる制度です。具体的な認定基準、保証内容、申請手続きに関するお問い合わせは信用保証協会又は各経済産業局までお問い合わせください。

つきましては、貴団体におかれましては、会員事業所等に周知していただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

(参考) 指定業種について

別添 3 に添付いたしました当該制度の指定業種について、各事業が該当する産業分類番号は以下の通りとなります。（指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成 14 年 3 月改訂）にて判断されます。）

1. 介護サービス事業所（2、3を除く）：75
2. 介護療養施設サービスを行う事業所：73
3. 福祉用具貸与または介護予防福祉用具貸与を行う事業所：88

(別添の案内)

- 別添 1：景気対応緊急保証制度のパンフレット
- 別添 2：景気対応緊急保証制度の概要
- 別添 3：景気対応緊急保証制度の指定業種一覧



中小企業の皆さんへ

資金繰りを応援する  
**景気対応緊急保証** が、

**2月15日からスタート!**

各地の相談窓口へ、ご質問・ご相談ください。

**What's New!**

**医療・介護業、小売・卸売業、**

**製造業、建設業、各種サービス業・・・。**

**原則として全業種（※）が対象に!**

（※）農林水産業、金融業など法令上の対象外業種などを除きます。





## どのような内容？

- ・ 22年3月末で期限を迎える「緊急保証」は、新しく「景気対応緊急保証」に生まれ変わり、引き続き22年4月以降もご利用できます。
- ・ 例外業種を除き、原則として全業種の中小企業を対象とします。
- ・ 市区町村による対象中小企業の認定方法が改善されます。
  - 2年前と比較して売上等が減少している中小企業も対象となります。
  - 対象業種の指定方法を変更し、市区町村の認定を簡便化します。

### 【景気対応緊急保証制度の概要】

- 対象企業 : 指定された業種に属し、売上等の減少について市区町村長の認定を受けた中小企業。
- 保証限度額 : 無担保8,000万円、担保付2億円  
(なお、借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応)
- 保証割合 : 保証協会100%
- 保証期間 : 10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率 : 0.8%以下



## どこに、問い合わせるの？

まずは、お近くの金融機関、お近くの信用保証協会、経済産業局等へお尋ねください。

※保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

☆返済猶予など貸付条件の変更についても、ご相談ください。

◆信用保証協会連絡先一覧 <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

◆経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課

Tel 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業金融課

Tel 048-600-0425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

Tel 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

Tel 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

Tel 098-866-1755(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課

Tel 022-221-4922(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課

Tel 052-951-2748(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課

Tel 082-224-5661(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

Tel 092-482-5448(直)

◆中小企業庁お問い合わせ先

Tel 03-3501-6280(直)

## 各種融資制度の情報？

このほかにもセーフティーネット貸付などの各融資制度がございます。

下記の金融機関のHPもご覧ください。

株式会社日本政策金融公庫

<http://www.jfc.go.jp/>

株式会社商工組合中央金庫

<http://www.shokochukin.co.jp/>

沖縄振興開発金融公庫

<http://www.okinawakouko.go.jp/>